

アカガシラカラスバト保護増殖事業計画

平成 18 年 8 月 9 日

文部科学省

農林水産省

環 境 省

アカガシラカラスバト保護増殖事業計画

文部科学省
農林水産省
環境省

第1 事業の目標

アカガシラカラスバトは、ハト科カワラバト属に属し、本州以南から朝鮮半島南部の島しょに分布するカラスバトの一亜種とされ、小笠原諸島(小笠原群島及び火山列島(北硫黄島、硫黄島及び南硫黄島))にのみ生息が確認されている。推定される現在の野生の個体数は多くとも40羽程度であり、近い将来における絶滅のおそれが高いと判断されている。本亜種の生息を圧迫する要因としては、イエネコ由来の野生化したネコ(以下「ノネコ」という。)による本亜種の捕食、ネズミ類等との餌資源の競合、アカギの繁茂及び台風による餌となる実をつける樹木の衰退等が挙げられる。

本事業は、本亜種の生息状況等を把握し、生息を圧迫する要因の軽減、除去等を行い、本亜種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、野生の個体数の急激な減少に備え、飼育下における繁殖技術を確立し、適切な方法による繁殖個体の再導入を検討すること等により、本亜種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島及び第3の3により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

本亜種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。なお、火山列島においては、生息状況の調査等により、個体群の状況を把握するよう努める。

(2) 生態等の把握

本亜種については、基本的な生態等について十分に把握されていない点が多いことから、本亜種の食性、採餌行動、個体の移動及び行動圏、個体群の分布等の実態、繁殖期及び非繁殖期の行動等を調査し、本事業を実施するに当たって必要となる基本的な生態情報及び個体群動態に関する情報を把握する。

また、遺伝情報を比較することにより、小笠原群島と火山列島の個体群の交流の有無を明らかにする等、本亜種の保存のための基礎情報を得るものとする。

(3) 生息に適する環境等の把握

(1) 及び (2) の結果に基づき、個体群を維持する観点にも留意し、本亜種の生息に適する環境及び重要な生息地を把握するとともに、本亜種と本亜種を取り巻く生態系との関係の把握に努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本亜種の自然状態での安定的な存続のためには、本亜種の餌となる種子及び果実を供給する森林を始めとする生息地の生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1 で得られた知見等に基づき、本亜種の生息環境の悪化、個体数の減少等を抑制するための効果的な対策を検討し、本亜種の生息に適した環境の維持及び改善を図るために以下の取組を行う。

なお、本亜種の生息地における土地利用及び開発の実施に際しては、本亜種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 外来種等による影響の軽減及び在来の森林相の再生

捕食及び餌資源の競合により本亜種の生息に対して大きな脅威となっているノネコ、ネズミ類等の外来種について、生息地への侵入状況及び影響を監視するとともに、生息地及びその周辺において、これらの外来種の防除を行う。さらに、飼養動物の適切な管理を図ること等により、本亜種の生息地へのノネコ等の侵入防止に努める。

また、本亜種の餌となる実をつける樹木の生育を脅かす外来樹種を駆除するとともに、外来樹種を駆除した場所に在来樹種の苗木を植栽する等、本亜種の餌を豊富に供給する在来の森林相の再生を図る。

(2) 重要な生息地の保全及び監視等

餌となる実をつける樹木が多く生育している地域、営巣が確認された地域等、本亜種にとって重要な生息地の環境の保全に努める。また、必要な場所

に水場を整備する等必要に応じて生息環境の整備を図る。

さらに、観察、写真撮影等を目的とした重要な生息地への立入りにより、本亜種の生息に悪影響を及ぼすことを防止するため、野外において本亜種の観察等を行う際のルール策定、生息地における監視及び制札の整備等を行う。

3 飼育下における繁殖及び個体の再導入

本亜種の野生の個体数が極めて限られていることを考慮し、飼育下における繁殖技術を確立するとともに、繁殖に必要な施設及び体制の充実を図りつつ、個体の飼育及び繁殖を実施する。その際、飼育下における生態的知見を収集し、飼育下における繁殖において種の系統保存及び一定の個体数の維持に十分留意する。

また、2の事業による対策では本事業の目標の達成が困難と判断された場合には、飼育下における繁殖によって増加した個体を再導入することを検討する。このため、飼育下における繁殖等による行動特性の変化、再導入した個体からの野生個体群への病原体の感染等が、野生個体群の維持に悪影響を与えるおそれがあることにも十分留意し、生態学及び獣医学的観点から適切な飼育方法を確立し、同観点からの再導入の方法の検討を進める。

4 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係省庁及び関係地方公共団体並びに関係地域の住民及び観光客を始めとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本亜種の生息状況及び保護の必要性、侵略的な外来種による被害を予防する必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を推進するとともに、本亜種の保護に対する理解及び協力を呼び掛ける。

また、本亜種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本亜種の保護活動に参画する団体等の協力を得て、本亜種についての理解を深めるための取組を行うこと等により、関係地域の住民等による自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本亜種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本亜種の保護活動に参画する団体及び地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。